

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 H T T R 原子炉施設の  
特殊試験の明確化に伴う設置変更許可申請の補正に係る行政相談
2. 日時：令和4年9月22日（木） 16時45分～18時10分
3. 場所：原子力規制庁 10階南会議室（TV会議により実施）
4. 出席者：
  - （1）原子力規制庁 原子力規制部 研究炉等審査部門  
立元管理官補佐、加藤上席安全審査官、望月安全審査専門職、  
三好技術参与
  - （2）国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
大洗研究所 高温工学試験研究炉部 主査 他3名  
安全・核セキュリティ統括本部 安全管理部 担当者2名
5. 自動文字起こし結果  
別紙のとおり  
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
6. 配付資料  
原子力機構からの配布資料  
資料：原子炉設置変更許可申請に係る行政相談（3回目）（変更内容及び手続き  
方法等について）

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	はい。それではですね今からH T T Rの原子炉設置変更許可申請に係る行政相談ですね、3回目ということで始めさせていただきたいと思えます。
0:00:14	まずは資料に沿って、説明をお願いします。
0:00:23	はい。H D Rイノイでございます。ご説明させていただきますよろしくお願いたします。
0:00:29	まず資料の方協議させていただきます。
0:00:49	資料の方見てますでしょうか。
0:00:54	はい。では説明させていただきます。
0:00:57	こちらは予算としては3回目になります。
0:01:00	最初の方は前回までの資料とあまり書きぶり変わってませんので、説明の方はちょっと割愛をさせていただきたいと思えます。
0:01:09	一応確認のために1ページ目の中ほどでございますけれども、
0:01:14	許可書上に書かれているものは特殊運転というものでございましてこちらはハード対応された運転ということになってございます。
0:01:24	その特殊運転につきましては保安規定の記載はこちらにある通りといったところでございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:01:31	2 ページ目に移りまして、
0:01:33	今日、今局長に書いてある特殊運転でございますけれども、こちらは先ほどハード対応されていると言いましたけれども、警報値やスクラム設定値がスイッチ一つで自動変更されると。
0:01:46	というようなハード対応された運転となっております。
0:01:50	今回ご相談させていただいているのはそうではなくて特殊試験というところでございます。
0:01:56	特殊試験というのは許可市場記載はないんですけども通常運転の範囲内で行うために許可市場記載がないというところになってございます。
0:02:07	従いまして警報値はスクラム設定された、いろんなものは通常運転中のまんまといったところでございます。
0:02:14	ですので保安規定上は通常運転とは若干操作が違いますので特殊運転とこちらの箱の中ですけども、特殊運転とは、
0:02:23	通常の運転操作によらない状態において行う試験をいうという、一行が入っているといたものでございます。
0:02:31	その下にこれまでの特殊運転と特殊運転の利益が書いてございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:38	ほとんどのものが特殊運転で許可書上に書いてあるものでございまして 特殊試験は、2回ですね。
0:02:46	2010年から2011年頃に2回行ってございます。
0:02:50	項目としては温度係数測定試験というのをやったというものでござい ます。
0:02:56	今回ご指示させていただいてますけれども、もともと1918年に臨界し てから出力上昇等をやってきました、100%の出力を出した後、出口温 度850950それぞれを達成して、
0:03:10	連続運転をして、その後ですけども、
0:03:14	いわゆる安全性実証試験と我々呼んでますけれども、特殊運転とか非常 に書いてある運転を淡々とやって参りました。
0:03:21	この特殊運転ですけどもそろそろ教習に書いてある運転をすべて、
0:03:27	一旦全部終わることになりますんで、今後は特殊試験の方です ね、もっと細かい範囲で調整をしていきたいと。
0:03:35	いう試験に今後スイッチしていきますのでそちらを許可市場を明確にし たいといったところでございます。
0:03:44	続きまして3ページ目でございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:47	許可上に書く場合の許可の変更についてでございます。
0:03:52	これから書こうとしてます特殊試験でございますけれども、先ほど申しましたけれども、通常運転の範囲で実施し、かつスクラム設定値等各種設定値等はすべて通常運転のままでございます。
0:04:05	従いまして許可市場には通常運転に含まれるといったところから、許可市場に特殊試験という記載は明示してございます。
0:04:14	プラントの状態変化が起きますけれどもこのプラントの状態変化の範囲につきましても通常運転範囲って異なりますので、特殊試験用の自己評価が不要であるということも、
0:04:25	非常に書いてこなかったという理由でございます。一方でございませけれども、特殊試験、こちらは通常運転と操作が異なる運転になりますので保安規定上にはきちりと記載をしてございます。
0:04:39	記載としては通常運転操作の手順によらない状態で行う試験というふうに明記をしているところでございます。
0:04:48	ですけれどもこれからこの特殊試験の方にだんだんと試験内容がスイッチしていきますので、深瀬上にも一応書いておきたいと、明確化しておきたいというのが今回の趣旨でございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:00	特に書いておきたいところがございますけども、こちらへ書いてありますけども、何でもかんでも操作していいというわけではなくて、安全系の設備に関わる運転操作手順、
0:05:11	こちらについては駄目なのでこちらのものについて、その設備を除いて、運転操作の手順が変更可能であると。
0:05:18	いうことを明確に書きたいと思っております。
0:05:22	こちらは添付書類自由に影響があるようなことを捨ては駄目ですので当たり前なんですけれども、
0:05:28	それを許可書上にも書いてですね、今後、試験を淡々とやっていきたいと思っております。
0:05:38	でももとの相談の内容なんですけどもこの特殊試験というものを、
0:05:45	添付書類 8 の今現在特殊運転というのを書いてあるところに、併記するか、分けて書くかって形で、
0:05:54	その部分に書かせていただいてよろしいかというのがもともとのご相談内容でございます。
0:06:00	中身としては特殊試験という項目を起こして、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:03	こちらちょっとまだ確定してませんが制御特性等確認試験とか、熱負荷変動試験とか、もともと今予定しているような、
0:06:13	試験を幾つか書くかもっと具体化せずに部袴田決まってるけれども、
0:06:21	運転の範囲としてはここに書いてます通り、安全系の設備に係る運転操作仕事を除く設備の運転操作手順を変更する試験と、
0:06:31	いうのを明確に書きたいと思っているところでございます。
0:06:35	この下ですけども特殊試験の具体的な例としてこれから、来年度ですね運転を予定してございます。
0:06:43	熱負荷変動試験と我々呼んでますけれども、二次系の冷却設備に外乱を与えて、
0:06:50	プラント全体がどのように制定していくかというのを定量的に確認、実施をするための試験を行いたいと思っております。
0:06:57	これ変動しますけども変動の範囲というのはもちろん通常運転の範囲でございますけども、
0:07:03	この変動外乱を与えるために通常運転操作とは違う操作をしますというところがございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:12	その下、3ページの下でございますけど変更申請に係る手順、手続きの方法今我々考えてる方法でございます。
0:07:19	こちら全課飯野許可に対するヒアリングの時もちょっと若干お話しさせていただきましたけども、
0:07:25	今現在、震源を特定し策定する地震動という許可変更申請を行わせていただいております。
0:07:33	こちらですけれども、
0:07:36	8月26日に、神さんからの審査は基本的にすべてを終えましてあと補正だけが残っている状態になっております。
0:07:46	前回ヒアリングの時に押すご説明させていただきましたが、
0:07:50	工事があるかないかっていうのが、まだ正確にはわからない状況で、
0:07:56	我々としては工事はないと思っているもののまだ確定するだけの材料がそろっていないので、
0:08:04	少し補正にはお時間いただきたいというところになってございます。
0:08:08	評価自体は今年度中に終わりますので、来年度入ってから補正の手続き等をやりますと許可ですと、概ね3ヶ月程度かかりますので、来年度の初め、中頃かな、ということになるかと思えます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:22	それまで結構時間がございまして、
0:08:26	一旦この特殊試験というものについては今出ささせていただいている。
0:08:31	許可の変更申請を、
0:08:34	一度補正という形で入れさせていただきたいというのが、手続きの方法に対する行政相談となっております。
0:08:43	までが前回まで説明した内容でございます。
0:08:47	その下参考2とありますのは今現在許可書の添付書類8の抜粋でございます。
0:08:56	その続きが保安規定のサエース見るべき場所の参考でございます。
0:09:03	その下、参考3でございますけれども、
0:09:07	保安規定上の記載についてですけれども今現在の保安規定の立て付けはどうなっているのかというような、確認が前回あったかと思っておりますのでそれについて、
0:09:19	淡々と書いているものでございます。
0:09:22	もちろん通常運転の範囲内というところでございますので、通常運転分につきましては本聞かれていますといったところを説明している資料になります。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:32	審査基準との対応についても、ここに書いてある通りでございます。
0:09:39	ですので保安規定上どこに書いてますかっていうところにつきましては 8 ページの下の方ですね。
0:09:44	審査基準の、審査基準の
0:09:49	1234、5 飛ばしまして 6 ですがも後は臨界実験装置内関係ございませ んで 12346 について、
0:09:57	この条文にすべて当てはまるように書いていますよというのを羅列して ございます。
0:10:05	特殊系につきましてはこれとは別に、
0:10:08	特殊試験として追加すべきものを保安規定上に記載してますのでその項 目を下に抜き出しているといったものでございます。
0:10:16	これが審査基準との対応になってございます。
0:10:23	続きまして、参考 4 でございます。
0:10:27	特殊性試験として操作可能な設備でございます。
0:10:31	こちらの冒頭の方で若干説明させていただきましたけれども、特殊試験 は通常運転範囲で実施する試験でございますので許可書より許可申請書 の添付書類 10 において記載している。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:44	いわゆる異常な過渡変化の解析に使用しております初期定常運転条件の範囲内で実施しなければならないというところでございます。
0:10:53	添付書類 10 の異常な過渡変化の評価において作動を期待している工学的安全性スマイル安全建設部館でございますけどこちらについても、
0:11:02	通常運転の範囲で実施しますのでこちらの設備については、待機状態であることがもちろん必須でございます。
0:11:10	したがいまして
0:11:13	保安規定に記載さして、記載しております通常の運転操作手順によらない状態。
0:11:21	として操作できる対象としては安全系ではない設備であって添付書類 10 において作動を期待している設備への等影響ないというふうに考えてございます。
0:11:33	添付書類 10 の設備には影響がないという説明でございます。
0:11:37	②でございます。通常運転手順と特殊試験の違いでございます。手順書上どうなるんですかというところでございます。
0:11:47	熱変動試験というのを前回も説明してますのでその手順について若干説明させていただきたいと思えます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:57	そしてちょっとページが戻ってしまいますけれども、先に、系統図の方ですね。
0:12:07	すいません、ページは改善せずに申してございます。
0:12:10	三つ概略系統図がございましてこちらが4ページ目でございます。
0:12:17	今回外乱を与えようとしているのは、一番外側にございます。水でできやキーをそれぞれ冷やしている。
0:12:28	設備空気楽器があるんですけども、
0:12:30	この上に大きな扇風機が6台ほどついているといったものでございます。
0:12:36	炉心で撮った熱はヘリウムで冷やされてヘリウムを、今現在は、劇物で水で冷やして、その水が空冷で大方のセンター気がしていると。
0:12:48	いった構造になってございます。
0:12:51	熱負荷変動試験というのはこの一番外側の空気冷却キーで、
0:12:56	冷えている、冷やせる
0:12:59	量ですね、こちらに若干の外乱を与えたときに、
0:13:03	それぞれ制御が入っていくんですけども、全体としてどのように動かかっていうのを確かめたいといったところでございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:11	確かめるといいましても安全評価上確かめるといようなものじゃなくて、今現在持っている解析構造ですね。
0:13:18	こちらはもっと現実に合った正確に計算できるようにコードの高度化を図りたいというのが目的でございます。従いまして、
0:13:27	変動幅等はある限られた範囲内で淡々とやるといったものになります。
0:13:33	定時戻りまして、10 ページでございます。先ほどの黒計画期でございますけれども、
0:13:39	②番、こちらへ総括運転要領書というのがあるんですけどもその中の一部を抜粋して記載してございます。
0:13:47	少し小さいですけども、
0:13:50	空気冷却器というのはですね、出力 1.5%のところでは切ったファンを全部起動するという手順になってございます。
0:14:00	起動してる場合は確認なりますけど、起動するっていうふうになってます。
0:14:03	ここで起動いたしますと、基本的には運転が終わるまでずーっと動いている。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:09	というのが、手順になってます。ですのでこの後、ファンブレードをファンを止めるといった手順は普通の運転の手順のところにもないといったものでございます。
0:14:23	その次でございますけれども、
0:14:26	外乱を与える方法でもう一つファンドレイザーの角度、
0:14:30	調整というのがございます。
0:14:32	大型の扇風機の羽根の角度を調整するといったものでございます。判例の角度を立てればよく引いて腹の角度を寝かせればあまり冷えないというものでございます。
0:14:42	通常はファン6台は起動した状態で動かしますと、最初のうちは冷え過ぎますので、ファンを全部寝かした状態で運転してます。
0:14:51	出力がどんどんどんどんと上がって参りますと、自動制御で流量がこの200トンから200500トン、いわゆる屋上にあります。
0:15:00	扇風機の前に通っている、冷却品に流す水の量ですけども、
0:15:06	こちらが自動で制御されて200t500tに維持されるんですけども、
0:15:11	案の角度を調整しないと、例えば出力上昇中だと、比嘉層として500tに到達したまんま、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:19	それ以上冷えませんのでそこでU p p e rになって止まってしまうとい うのになります。
0:15:24	それを今現在は手動でファン角度を調整してこの 200500 の間に入るよ うに調整しているといったものでございます。
0:15:34	今回行おうとする試験でございますけれどもその栗城のファンですね、 こちらを1台とめる鎌田ファン角度を、ひな方向に、
0:15:43	変えましてあえてどんだんどんだんと勝手に制御させて生業として目標 の流れで水色が最大になるまで上昇させて、
0:15:54	そのあと、若干入口温度が上昇する。
0:15:58	ところあたりまでを見たいといったところでございます。
0:16:02	これは特殊試験の操作の1例でございます。
0:16:08	この特殊試験に利用する手順でございますけれども、普段先ほどの運転 総括も一緒ですけども、運転手引きっていうものの中に本当は手順を入 れて運転してますけども、
0:16:21	特殊試験につきましては特殊兼用の手順書を作成します。
0:16:25	手引きと同様に手順書を作成しますと、内部の審査を通してから、使っ ていい悪いあそこ修正しなさいというのもありますので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:35	その特性試験の前までに手順書を策定するといった手順になってございます。以上そうなってございます。
0:16:43	この手順でございますけども保安規定に定められた特殊運転計画に入れるといったことになってございます。
0:16:51	こちらはまだ来年度の、
0:16:54	つつう中旬末がちょっと正確に決まってませんけれども、
0:16:59	まだちょっと先ですので手順自体はまだ策定ができていないという状態でございます。
0:17:05	③でございます。特殊件と添付書類 10 の異常な過渡パルスでございます。特定検討水準の影響がございます。先ほどまでにちょっとご説明させていただきましたけれども、
0:17:17	添付書類の安全評価の影響があるようですと、もちろん安全評価を追加するということになりますので、その安全評価の影響しない範囲といったところになってございます。
0:17:26	ですのでスクラム設定値等は、達することがないのはもちろんでございますけれども、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:31	許可書上の添付書類自由にこのような表がございます教科書の抜粋でございますけれども、
0:17:39	解析に使用する、初期定常運転条件でございます。
0:17:43	この運転条件を超えるようですと、これは安全評価やり直しでございますので、
0:17:49	この運転条件の範囲内に入るようにしているといったところでございます。
0:17:57	スクラム条件も、一応、教科書添付書類 10 から、
0:18:01	取ってきましたけれどもこちらについても何もいじることはございません。
0:18:06	続きまして④でございますけれども、特殊系の実施可能範囲の確認でございます。
0:18:12	60 試験でございますけれども通常運転範囲での運転であるため、添付書類 10 の添付書類 10 の評価に影響することがないと考えてございます。
0:18:22	試験を実施するにあたってこれ我々の話ですけれども、開始から終了までの全期間において条件をすべて満足しないといけないというのは、当然でございますので、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:32	<p>運転手順書を作成する段階においても、絶対問題ないですよっていう確認するための事前解析評価を実施いたします。</p>
0:18:41	<p>この解析評価につきましては保安規定に定められております特殊運転計画2m乗っけまして運転手順その他注意点等々と一緒に、</p>
0:18:51	<p>運転計画書として定められるといったことになります。</p>
0:18:54	<p>この計画につきましては内部の審議を受けて了承された後に利用可能になると。</p>
0:18:59	<p>いったようなことになってございます。</p>
0:19:02	<p>説明としては以上でございます。よろしく願いいたします。</p>
0:19:08	<p>はい。</p>
0:19:09	<p>ありがとうございます</p>
0:19:11	<p>何かご質問ありますか。</p>
0:19:15	<p>規制庁の望月です。</p>
0:19:18	<p>私からちょっと2点ほど確認させてもらいたいんですけども、</p>
0:19:22	<p>まずですね、</p>
0:19:26	<p>資料資料の中で通常運転、</p>
0:19:31	<p>ということで非常に多く、</p>

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:36	もうどんどん出てきてまして、ちょっともう1回おさらいな部分あるかもしれないんですけども、
0:19:45	許可に記載の、通常運転のその定義、それから範囲について、ちょっと設営をして欲しいと思います範囲については資料2、
0:19:58	警報値やスクラム値の変更を問わない、どうならない範囲っていうのはあるんですけども、ちょっとそれ以外にも何かその範囲として決められてる定義点みたいのが、
0:20:10	あるのかちょっとあればですね、詳しくちょっと教えていただけないでしょうか。
0:20:19	はいCRイノイでございます。
0:20:21	通常運転範囲でございますけれども、基本的には保安規定を遵守するっていうところでございますので保安規定に定められている、警報を鳴らさないっていうところになります。
0:20:34	範囲としてはそのような感じかなと思いますけれども、
0:20:40	保安規定を示した方がよろしいでしょうか。
0:20:47	はい。
0:20:49	はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:52	ちょっと資料の方を共有させていただきます。
0:21:07	保安規定でございます。大洗研喜多地区原子炉施設の保安規定でございます。
0:21:13	H T Rは一番後ろ第6編になってますので6-のページまで飛ばしていただきまして、
0:21:21	閉警報
0:21:23	があります。これスクラム設定値とは全然別なものでございます、警報設定値でございます。
0:21:29	こういうふうには作動するようにセットしてくださいというのは決まっている項目でございます。
0:21:33	草案規定を遵守する運転でございますのでこの警報設定値は鳴らさない範囲での運転と、
0:21:40	いったところになります。
0:21:42	ここをぎりぎりですると、警報なった場合はもちろん本規定に抵触しますので、このぎりぎりではない範囲ですね。
0:21:50	で運転をしたいと思っております。今ちょっと用意を持った範囲といったところでございますね。以上でございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:01	衛藤、伴市においてはわかりましたの定義っていうのは何かこう、うまく説明できたりするんですかね。
0:22:12	通常運転の定義ですね。難しいですね、ちょっと。
0:22:19	調整運転と言われているものを通常運転の範囲と言っておりますので、
0:22:26	いわゆる普通に考えて、こういう運転はやることがわかっているものですね、これが通常運転だというふうに思っております。
0:22:37	試験研究炉ですので、若干の変化を加えてろうがどう動くか見るっていうのはもともと試験として、
0:22:46	やらなければ試験機の意味がありませんので通常運転かなと思っております。
0:22:51	ただ通常運転の範囲を、
0:22:54	いわゆる保安規定の範囲として定めているんですけども、
0:22:59	若干ハード対応が必要となってきたものについては行った場合は、特殊運転として、また別個許可書に記載させていただいて運転をしているといったものになります。
0:23:10	今のようなご説明で大丈夫でしょうか。
0:23:18	なかなか難しい面があると思いますけども、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:25	はい。いわゆるプロセスなり、
0:23:30	比較的なあ。
0:23:31	駐車場計装なりそういったものの範囲はアラーム鳴らない範囲っていうのは許容されてるのでそれは通常、
0:23:39	運転の範囲だと、いうふうに今考えてるといのはそういうご説明ですけども。
0:23:45	そういう
0:23:46	運転状態があるはいってということと、その通常運転した時にその
0:23:52	その通常運転をする、そのための操作ですね、操作っていうものがどこまで、通常運転の中で、
0:24:01	規定されているかによって、
0:24:03	その逸脱する範囲が空中すると、考えなきゃならない範囲も違ってくると思うんですけど、そういう通常運転で行う運転操作っていうのはどこまで規定をしているのか、ちょっとそこを教えてくださいたいんです。
0:24:28	HTTRイノイでございます。
0:24:31	通常運転で行う操作というのは、運転手引き上に一旦全部入ってますけれども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:38	いわゆる許可車両にあります特殊運転とかですね、あと、これからやろうと思います特殊試験という、運転手順につきましては、
0:24:48	それぞれ計画を作ってその中で手順を作成して運用するといったことになってます。
0:24:55	てるキーもですね普通通常運転の手引きも我々が作ってその範囲であるという手引きを作っていくんですけども同様に、この試験についても手引きを作ってやっていくと、いったものになりますんで、
0:25:09	今現在どこまで定められていますかって言いますと、山からやろうとしている試験に対する容量はまだありませんといったところになります。
0:25:18	あれ、規制庁も優勝する、私そういう意味で聞いたんじゃないくて、
0:25:23	通常運転、今こちらで考えてる通常運転についての手引きが決まっていると、特殊試験なり、
0:25:31	特殊運転ある特殊試験、あと試験はこれから考えるとそれはわかっているんですけども、
0:25:36	問題の運転手順で、
0:25:39	通常の運転だというふうに定義するとき、
0:25:44	それはもうかなりその時系列的に、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:48	軌道から始まって、100%出力まで持っていくときに、この順序でやり、
0:25:55	やりますと。
0:25:56	そういうことが
0:25:59	厳格に決められているのかどうか、ちょっとその辺を聞きたいんですね。
0:26:06	つまり運転の手順を逆に、操作の方法を入れ替えるとか、
0:26:12	試験装置ですから多少いろんな条件を設定するときに、いろんな操作を すると思いますけど、その辺についてどこまで今の
0:26:22	通常運転って言うてる、手引きが決められてる定められてるのかっていう、そこを知りたいんですけど。
0:26:34	デジタルイノイでございます。手順というところでございますと、
0:26:40	いわゆる脆性破壊をするような最低試運通り達するまでは圧力を上げてはいけないとかですね、そういうようなものが決まっています。
0:26:49	温度を上げるスピードですね、これがそろろうの黒鉛使ってますので、
0:26:55	1時間25度でしたり、1時間に30、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:59	5度ですかね、何かそういう本土の上げるスピード制限っていうのももちろん決まっています。
0:27:06	そういったいろんな炉を守るためっていうか設計上決まっている制限っていうのはそういうのもいっぱいありますけども、
0:27:15	そこを頑張った範囲内であれば、起動する順番が違ってても、基本的には動きますので、電源とかは動かなくなりますけども
0:27:25	基本ストーリー通りやっていけば動きますのでその通りだというふうに考えてます。
0:27:31	ちょっと説明がまずくて申し訳ございませんけど、以上でございます。  いや、そうすると運転手順というのは、そういう制限値を守るようにする。はいね範囲内であれば、
0:27:41	特にこういう手順で操作をしていくかっていうそういうことは書いてないんですか。
0:27:49	T T R イノイでございます。書いてある部分もあります。
0:27:54	例えば、先ほどの加圧器のファンの起動ですと、基本的にはこの順番で起動してくださいねっていうのも書いてますけども、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:02	その順番は、その方が良いというだけであって順番が変わっても、そんなに影響がないというのはわかってますのでそのような、
0:28:14	マリーなんていうんでしょう。
0:28:16	強制力のないような、
0:28:19	手順というのはいっぱいありますけれども、そういう記載のものと、明らかに強制力のある記載のものと両方されるといったもの、ものがございます。
0:28:29	詳しくはその運転手順の書き方をどこまで書いてあるのかっての見ないとわかんないんですけども、通常運転手引きっていうと、
0:28:39	起動から始まって、⑥まで持っていくときに、どういう順番で操作をするというのが標準的にまず書いてあって、
0:28:50	場合によってはそれを入れ替えてもいいものであればそれを入れ替えてもいいです。
0:28:54	そういう形で、宗佐藤さんの方法がわからないとそれは運転手順書とは言わないと思うんですけど、
0:29:03	その辺はかなり
0:29:06	結果的にプロジェクトまらが働かない範囲での、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:10	うんで運転すれば、ある意味、あまりその辺の拘束ログがある。
0:29:18	あれは書いてないってことなんですか。
0:29:23	H T R イノイでございます。今の三吉さんがおっしゃったような、
0:29:28	通常運転の手順というのは、何をどの順番、どうしなさいというのはき つちり全部書かれております。
0:29:34	ちょっとましたっけ、と思うんだけど、そんなふうに常識的に書いてあ ります。こちらは綺麗ですけども、
0:29:43	一連でずーっとこういうのが 100 枚ぐらいありますけどもその中で運転 していくわけですけども、
0:29:51	この順番で全部やっていってくださいってのは、書いてあるいろんな設 備等々についてですけども、
0:29:57	起動する設備の順番についても基本的な手引き下が運転手順書に従って だんだんと全部やっていくといったものでございます。
0:30:05	ここから少し外れる場合についてはさらにもう 1 個、手順書を作らない といけませんのでこっから外れる部分の手順書について、
0:30:15	特殊試験用の手順書として策定するという、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:19	流れになっております。最初からこの運転総括す手引きを外れるってい うんじゃないくて、基本、このいつも使っている手順書に従ってずーっと やるんですけども、
0:30:30	今から試験やりますよっていったタイミングのときに、
0:30:34	もともと総括運転要領書ではこういうふうに書いてある、また上のペー ジですと、起動しなさいって書いてあるけれども、もう1個の方の手順 書でTもう1個2000飛んでいって、
0:30:47	試験を一旦実施する、実施し終わったら元の状態に戻して、通常の運転 のこちらのリズムを使っている手順書に戻ってきて、
0:30:58	そのまま自動停止するのか、手動停止するのかわかりませんがその ときの状態によって考えていくといったものでございます。
0:31:07	規制庁のみ一つ、今のご説明であれば、割と標準的な標準的なという か、基本的な運転手順というのは定まっています、
0:31:17	それから外れる場合には、また別途、それについての手順書を改めて作 るっていう、そういう運用をしてるっていう、そういう理解でよろし い。
0:31:27	はい。その通りでございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:29	やっぱりその点わかりました。それと、今の関連してですね、これまでの特殊試験の実績として、2ページ目に、
0:31:41	表はあるわけですけども、この中で特殊試験として考えてるのは、位置付けられてるのは温度係数測定試験ということになってますが、
0:31:52	これを私最初に見た時にですね運動ケースの特定というのはどういうふうにやってるのかっていう、
0:31:58	ことをちょっと疑問に思ったんですけど、いわゆる性的な方法で、制御棒位置の替えの変化を見たりとか、そういったところでの、
0:32:10	温度係数を各所属で特定すると、というような場合ですと、これはいわゆるそんなにその特殊試験というふうに、
0:32:21	位置付けなくてもいいんじゃないかと、いうふうにちょっと最初の印象はそういう印象を持ったんですけど、これをその特殊試験として位置付けている理由は、
0:32:31	ちょっとお示ししていただきたいんです。
0:32:35	H T T R、乾でございます。数提案特殊試験計画がちゃんと定まって作っていたものでございますけれどもやはり先ほど説明させていただいた通り、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:45	通常こういうふうには運転しますよっていう住所があって、
0:32:50	やっぱり何かを測定しようと思うと、別な手順書がないと、試験ができないといったときにその手順書はやっぱり使わないとスキームできない。その試験のための手順書は、
0:33:03	何に基づくものなんですか保安規定にひもづいてないともちろん使えませんよねってところで、
0:33:08	手順書をつくるんですけども、その時に包絡的は特殊試験という名目で、
0:33:15	特殊試験計画書というのを作ってその中に、手順書を定めて、その定められた手順書で、敷き詰めるといった流れになってますので、
0:33:25	何というんでしょうか。そのような、いわゆる普段使っている手順書と外れるものについては基本特殊試験と、
0:33:36	というようなものになってくるといったものでございます。それ以外2検査としてやるものについてはもともとね定義書ありますのでいいんですけども、
0:33:45	ないものです。ないものをやろうとした場合は特殊試験といったものになるといったところでございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:53	市長の三好です。そうするとある意味、そういう運転手順というのとはかなり
0:34:02	細かく決めて、
0:34:04	おいてそこから違う操作、
0:34:07	制御棒引き抜きでも、出力上昇でもそういったものをする上で、
0:34:14	違う淘汰をする時はそれを改めて時系列的に並べた手順書を、
0:34:22	作ると、この温度計と測定試験の場合は、そういう、
0:34:27	ことを手順が通常のものとは外れる部分があるので、
0:34:33	特殊試験として位置付けた。
0:34:35	そういう理解でよろしいですか。
0:34:40	地域であるイノイでございますその通りでございます。
0:34:44	ちょっともう1点だけ、もうこれ以上細かくは変えるつもりありません けど、この温度測定試験っていうのは、基本的には出力、
0:34:57	だからメーターで温度変化として、それで、
0:35:02	反応度を見るんだと思いますけど、
0:35:05	そういう静的な試験だ試験をここで位置付けてると。
0:35:10	そういうことなんですよ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:12	それともちょっと違う方法で、特殊な、
0:35:16	通常のいろんな不測調整の
0:35:20	ための運転ドア、違う。
0:35:24	かなり特殊な運転手順を、
0:35:27	が必要な試験なんでしょうか。ちょっとそこだけ教えていただけますか。
0:35:36	石原イノイでございますけども、
0:35:42	大洗の方で説明できますでしょうか。
0:35:58	H T T Rの三枝でございます私も細かくは試験の手順というのは承知してないんですけども、温度測定試験については例えば0出力であれば、
0:36:10	ほぼその温度、
0:36:13	出力は変えないで、皆さんおっしゃったように、温度応答ゼロ出力ってのはほぼ120通常120度ぐらいで維持してるんですけどもその温度を、
0:36:23	同じ出力を維持したまま温度だけを上げて、その制御棒の静定した位置を測って、反応度を確認していると。
0:36:34	それで何ですかね制御棒の引き抜き量と温度の関係を確認しているというの、生業のファンドとかツアーなんか

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:44	温度係数測定試験だと理解してございます。通常出力を維持した状態で温度変化させるってことがないので、
0:36:54	そういった特別な要領書を作ってやったように記憶してございます。以上です。
0:37:04	はいわかりました。なぜこういうことを聞いたかっていうと、結局その特性試験というものを、その通常の運転との関係で、どういう程度のものなのかということを知りたいんですね、そちらで、
0:37:18	特殊試験として位置付けている温度係数測定試験の方法、提言は細かい手順は当然ステップステップ的には変わるとは思いますけど、
0:37:30	その辺をちょっと
0:37:33	最初に認識したかったみたいな気しました。大体状況はわかりました。
0:37:43	それから、
0:37:46	いいですか。
0:37:47	いつ、
0:37:50	もうちょっと中身の話じゃなくて、
0:37:57	今日ですね、説明資料で、先ほどもちょっとご説明ありましたけど、
0:38:04	昨日、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:08	その試験計画というのを、
0:38:11	9 ページ目ですか、特殊試験について、
0:38:15	1 から 4 まで等のことを、
0:38:18	海外試験計画っていうのもありますけど、これは、
0:38:22	いわゆる H T T R の管理組織で、
0:38:26	こういう試験計画を途中、
0:38:30	それは特殊運転計画、特殊試験計画についても作って、
0:38:35	それは最終的には、H T T R の管理の、
0:38:40	総括責任者。
0:38:42	が、所長かわかりませんが、
0:38:45	そういう管理機関の資料として作って作るものだっていう理解でよろしいですか。
0:38:56	T T R イノイでございます。通常の
0:38:59	手引きの改正とかも同じでございますけれども、
0:39:02	H T T R の分通してきっちり審査を通して審議して管理されたものに策定されるものと、
0:39:09	いったものになります。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:13	そう。そうすると、この中に、例えばその特殊試験の方法のところ、手順書をつくるというそういう作業が入ることになるんでしょうか。
0:39:28	C T O イノイでございます。方法のところこういうことをやりますよというざっくりさ、日本語を書いて、添付で、手順書に飛んでいく形になろうかと思います。
0:39:42	規制庁の三好です。なぜこの説明質問したかという、
0:39:48	基本的にはこういう試験装置で、最初に試験の実験を計画するのは、いわゆる H T R の管理部門じゃなくて試験研究、
0:39:58	労働関係の部署だというふうに私は推測してるんですけども、そうするとそういう実験部門が、まず実験計画書を作って、それを受けて、
0:40:09	改めて管理部門がこういう
0:40:14	手順も含めたですね、
0:40:17	物を作るということを、
0:40:20	かと思ってるんですけど、その辺は、いつの場合はどう、どういうふうにな手順でこの試験、
0:40:30	試験計画書っていうか、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:32	を作られてるのか、ちょっとお聞かせ願えますか。
0:40:37	H D R イノイでございます。試験計画につきましては基本的には h r 技術課で作成することにはなります。
0:40:47	しかしながら、手順ですね方法のところについては、
0:40:51	より設備が詳しい h r 運転管理課に聞かないとわからない部分ありますので、
0:40:57	結果的に共同で作るといったことになります。
0:41:02	そのでき上がったものにつきましては、ただ技術課の方で取りまとめて部内の審議をかけていくといったことになります。
0:41:12	以上です。
0:41:15	わかりました。そうするとその前段として、
0:41:19	ちょっと H T T R の組織私詳しく承知してませんけども、試験、試験研究、
0:41:27	グループみたいなものが最初に、
0:41:31	そういうものを立ち上げるのかなというふうに思うんですけど、そういうものではここで、ここで言ってる。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:37	計画書ってというのはそういうものではなくて、最終的な判断はできてP Rの方の、
0:41:44	部部の、
0:41:48	何て言うとうカトウ各社が判断を、
0:41:52	最終的な予算出すと、そういうことを、
0:41:56	だと考えてよろしいですか。
0:41:59	HDRイノイでございます。
0:42:02	今多分おっしゃったような研究者の方からこういう試験が主体っていう のは今、進めさせていただいたものとは別で上がってきます。
0:42:12	別でいただいた中で、GDPR技術課として、これ許可に触れるからで きますできませんっていうのはそこでジャッジをバンバンしていきま す。
0:42:22	その上でできると判断したものですね。
0:42:25	について試験計画を立てていくと、試験をする資料につきましては、
0:42:31	A社の場合ですと、今現在はセンター長がオキャサム限りできないとい ったものになります。
0:42:39	今のような説明で大丈夫です。わかりました。ですから基本的な配慮は

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:46	受験能力が試験グループなのが、その素案というかやりたいことを出して、
0:42:51	それでそれに基づいてここで言う、計画書を作って、
0:42:57	そういうと、そういうことを、
0:42:59	だと理解しました。
0:43:02	記者イノイでございます。その通りでございます。
0:43:06	5 ページで、どこですけど
0:43:10	次の各号に挙げる事項を明らかにした特殊運転計画をあらかじめ作成するとこれ特殊試験計画ですよ。
0:43:21	一井照井でございます。少々お待ちください。
0:43:24	本規定を、
0:43:27	国いたします。
0:43:34	宇都さんが不足だと思ってるんですけど、
0:43:38	指摘された、今現在は私も誤植だと思っております。少々確認お時間ください。
0:43:48	i P h o n e 規定確認できました特殊試験計画でございますので
0:43:54	打ち間違い動きでございます申し訳ございません。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:01	Aと、それから、ちょっと自己評価小への影響とかそういうのはちょっと後で話しますが、
0:44:08	その前に、先ほどの説明の中で、
0:44:12	当間ホームペなり運転的にどう関わるかってことはちょっと別に置いてですね、
0:44:18	いわゆる、
0:44:21	特殊試験と、それから位置づけるものについて、その案、事前評価、
0:44:28	というものをされると。
0:44:30	いうゴトウが、
0:44:32	説明があったと思いますけども、そういう事前評価をして、
0:44:37	だからそれが要するに、ちょっと中身もお聞きしたいんですけど例えばスクラムもこの知見では、スクラム設定点を変える必要がない。だから、
0:44:47	逆に通常運転、
0:44:50	の範囲だっていう、
0:44:53	そういう考えなんだと思いますけど、その事前評価をするとかそういったことは、保安規定でどこまで書かれてるんですか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:03	あと結局、
0:45:07	試験運転が特殊無線なのか、それは試験のする項目によって変わる場合もあるでしょうし、に多様な
0:45:15	案にたいなと今考えてる二次系の試験は、特殊試験、位置付けられてるようですけど、そういったものが、
0:45:23	特徴試験で通常運転範囲の中でやれるというのは当然事前確認はしてたと思いますけど、その辺についての扱いなり保安規定での書き方、
0:45:33	そこはどうなってるんでしょう。
0:45:37	T T R イノイでございます。保安規定上は資料に書かせていただいたところしか書いてございませんで事前に事前解析しなきゃならないっていうのは書いてございません。
0:45:50	あくまで、通常の運転操作手順とは違う方法で行う、試験、
0:45:56	いったところしか書いてないといったものでございます。
0:46:02	多分ちょっとそこ、その部分で、特殊試験という形で位置付けておいてそれでそれはそれが当然、試験装置の中でやる知見の、
0:46:13	1. で、
0:46:14	それが案に、通常の運転操作とは違う形での試験ということになれば、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:22	そういう事前操作は事前評価は必要だと思いますけどその事前評価をし、
0:46:28	をするということ自身が、
0:46:31	実験前の、
0:46:33	訪問活動の一つとして明記されてないっていうのはどうなんですかねっ ていう感じはちょっと私は思ってます。今のご説明、
0:46:44	T T R イノイでございます。運用要領はきちりとやっておりますけども も今現在の保安規定においては昔からでございますけども向いていませ んよと。
0:46:53	いったところでございます。
0:46:58	規制庁の加藤で保安規定に定められていないっていうことはわかったん ですけど、これらの特殊試験をやるときに解析をするっていうこと は、下部規定のほうには定められているんですか。
0:47:15	位置付けあるイノイでございます。
0:47:19	ちょっと今手元に資料がないですけども新井の方で回答できますでし ょうか。
0:47:31	できるんです。H T T R の岩木ですけども、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:39	下部規定の方にも、
0:47:43	ちょっと書いてなかったんじゃないかと、ちょっと確認いたします。
0:47:51	ちょっとすみませんちょっと今手元にないので、圧倒でまたご回答させていただくということでよろしいでしょうか。わかりました。大丈夫です回答願います。
0:48:03	ありがとうございます。
0:48:14	行ったイノイでございますけれども、
0:48:17	今の部分ですけども、保安活動について明らかに基線解析やってございますので、
0:48:23	間違えてなかった場合は手引きの方にきさをすればよろしいでしょうか、保安規定2、あんまり大切山海てないと思うんですけど。
0:48:35	書かなきゃいけないっていうような判断があるのかどうかちょっと確認をしたいと思います。
0:48:40	それを各施設で、本規程で書くことと、それを下部付けに落としてる部分がちょっと一つで、少し事情が違うので、
0:48:51	それは

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:53	今のちょっと立て付けによって変わるかもしれませんが、是非とも保安規定にて私が質問してるのは補下部規定も含めて、
0:49:03	そういう保安活動の書類としてその辺が記載されてるのが規定されてるのかどうかというそういう意味で、したんで、ちょっとそれは今の書き方ななければ、
0:49:14	こちらでどちらをおとかそういう話じゃなくて、そちらとしての考えを聞かせていただければと。
0:49:22	D i g i t a l イノイでございます。通常の運転範囲ということになっておりますので一応書いてなかった場合は、改善活動として、手引きに書くことを検討していきたいと思います。
0:49:35	よろしくお願いいたします。
0:49:42	ちょっとあと2、3日します。ちょっと
0:49:49	プログラムで申し訳ないんですけども、
0:49:52	ちょっと解析との関係についての質問をしたいと思いますが、
0:49:58	先ほど
0:50:00	今回の二次、試験特殊試験として、その2G系についてマイクとかいろいろパラメーターとか条件を変えるということで、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:11	それでその計算コードの高度化というかそういうものも図りたいっていうそういうお話ありましたけど、
0:50:19	そもそもですね。
0:50:21	今の、私の我々の方でも関心は、
0:50:26	その特殊試験を、
0:50:28	したときの、
0:50:30	異常なそういう状態での異常な過渡変化なり、設計基準事故が、
0:50:35	現在の
0:50:37	申請書で考えている。
0:50:42	茅根新基準事項を上回ることはない、ないかどうかというそこが一つのポイントなんですね。
0:50:52	で、その時の具体化として、通常運転範囲だからっていう答えだけでは、
0:50:59	そこについての判断はできなくて、
0:51:03	それなぜかという、
0:51:05	今現状の、
0:51:09	事故解析がどこまで、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:12	の条件を初期条件として入れてるのかとか、
0:51:16	そういう計算、それこそ計算報道のたてつけでモデル化がどこまでされてるのか。
0:51:24	そういったことで、
0:51:26	今回、
0:51:27	2、
0:51:28	特殊試験で行う。
0:51:31	プロセスの違いが、
0:51:33	事故解析にどう影響するのかということを、
0:51:38	確認する必要があるというふうに考えてるんですよね。
0:51:42	そういう意味で、
0:51:44	その辺のことを、
0:51:49	もう少し、
0:51:54	説明をいただけないかというふうに思うんですが、
0:52:03	ちょっとこれ、
0:52:05	理解いただけますか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:09	T T R イノイでございます。おっしゃった趣旨はよく理解してございます。
0:52:15	今回はですね説明資料の方としては、
0:52:19	まだスクラム設定に達することはないのあたり前ですけどそういうふうな形になっております。
0:52:24	安全評価、添付書類 10 にありますけど安全評価につきまして、
0:52:28	書記、
0:52:30	定常運転条件というのが、もともと決まっていますので、
0:52:35	素行ももちろん満足する範囲内ですよっていうのも、記載をさせていただいているところでございます。
0:52:44	これに加えて実際のところは先ほどちょっと不安規定を見させて見せさせていただきましたけれども、
0:52:52	いわゆる警報値ですね警報値はならない範囲での実施ってというのが
0:52:58	紙幣必要だと思っております。この警報が鳴らない範囲と言っている段階で、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:06	いわゆる添付書類 10 の安全評価の方が、こちらもスクラム設定値とか です。警報器よりさらに上危ない側でスクラムがかかるといったものあり ますので、
0:53:17	より安全側の警報設定値があってその警報設置がさらに 7 年範囲なの で、
0:53:23	もっともっと
0:53:25	安全の範囲内で動いていくってところの説明をお聞きしたかったわ けですけども。
0:53:31	資料上もちょっと何か変えた方がよろしいでしょうか。
0:53:37	そう。規制庁の三好です。そうですね。もうちょっと具体的に、それが、
0:53:43	自己評価に今、
0:53:48	既存のですね、既存のというか、現在のこの通常運転に対する一部、
0:53:56	佐藤編カーでしたっけ、それは特殊運転に対して、
0:54:00	事象の一つに挙がったと思いますけども、
0:54:04	この特殊試験というものが、
0:54:08	現在考えている通常運転の、
0:54:11	自己紹介に対して、具体的にこういう部分は、その評価上、んですか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:19	効果はないのか。
0:54:21	或いはその初期条件として、変わるものではないような条件として変わるものではないとは思いますが、
0:54:29	その辺の影響が同等或いはほとんど変わらないか、或いはもうカバーされているのか、その辺をもう少し説明を、
0:54:42	いただければなというふうには思う。
0:54:47	兵士来るイノイでございます。添付書類 10 に書かれて安全評価の初期条件なんですけども、
0:54:54	こちらの初期条件といいましてもですねそれぞれの設備の、いわゆる危険側の最大値をとって安全評価スタートしてますので、
0:55:03	そのような値に行くことはないんですけども、
0:55:07	その内側の範囲内で
0:55:11	地形しますと、後は初期条件を満足する形でスキームしますということ を、
0:55:16	んなのですけれども、それをですね。
0:55:21	ええ。
0:55:23	どうでしょうかね、なんか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:24	ちょっと日本語で書いたほうがよろしいっすか。何か文書で書いてもよろしいですか。
0:55:29	いや文書でもその表でも何でも構いませんけど、要するに、今の評価と いうものが、ある程度
0:55:41	条件として、安全側の設定をしてるんしている場合にはそれでカバーさ れるとか、その範囲内に収まるとそういうのちょっと具体的に
0:55:53	説明をしていただければありがたいです。
0:55:59	デジタルイノイでございます。では一つ二つですね具体例を示して、
0:56:05	安全評価上の数という入れ方はこういうふうになっている状態でありま すと。
0:56:10	実際の運転は素行の手前にある傾向設定値鳴らさないもっと下の範囲で 運転するものですってというような形で説明文章を加えさせていただきた いと思います。
0:56:22	それでよろしいでしょうか。主事としてはそういうことなので、その今 の評価と、特殊試験というものが、
0:56:30	をした時点した時点での、そういうような各変化というものとの関係 が、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:39	10日カバーされてみた。
0:56:43	その辺について少し、
0:56:46	計算の方法も、数字的に何か
0:56:51	入れてもらった方がよりわかりやすいと思いますけど、その辺の説明をちょっと加えていただければと。
0:57:01	HDRイノイでございます。何か考えて二、三入れたいと思います。よろしく願いいたします。
0:57:16	いいか。いいですか。あ、失礼、規制庁の加藤です。それで何点か確認をさせてください。今までちょっと確認があったところで、
0:57:27	きちんと確認をしておきたいところなんですけれども、まずモチヅキの方からあったですね、
0:57:34	通常運転のまず定義についてなんですけれど、許可上にそういう定義を明記した記載はないっていう理解でいいですか。
0:57:46	一部イノイでございます。ないと思ってますけど、新井の方、いかがでしょうか。
0:57:56	HTTRの井垣です。許可上は、通常運転という言い方は多分なかったと思います。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:06	わかりました今の認識に違いがあったら連絡をください。
0:58:12	承知いたしました。
0:58:15	あとですねちょっと今日の説明、口頭の部分の説明でちょっといろいろな 元的食うと考えられている内容もあったので、そこもちょっと確認をさ せていただきたいんですけど。
0:58:30	まずまず2ページ目にですね、
0:58:33	特殊運転の特殊試験の実績が書かれていて、そこで本当の説明があった と思っているんですけど。
0:58:43	これまでで大体特殊運転の評価すべき事項は大体概ね終わっていて、今 後は特殊試験の方に、
0:58:53	主だった運転っていうかそういうものを移行していくので、
0:58:58	今回、この特殊支店っていうものを、
0:59:04	社長許可のテンパチの方に、明確化したいっていうのが今回の主旨であ るっていう、そういう理解でまず間違いはないんですか。
0:59:15	H T R イノイでございます。その通りでございます。私運転もやらない わけじゃなくて今後もやっていきますけども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:22	<p>今後は特殊系の回数がどんどん増えていくといったところでございますので明確させていただきたいと考えております。ありがとうございます。ちなみにちょっと細かい確認なのかもしれないんですけど、</p>
0:59:35	<p>今回の特殊運転特殊試験の実績見ると結構やられているなど。</p>
0:59:42	<p>逆に言うと、この特殊試験特殊運転をやらない、通称物件って、ほぼやっていないんじゃないかなと思うんですけど、それは私の理解に間違いがあります。</p>
0:59:56	<p>H T T R イノイでございます。試験研究炉で L o w 自体を研究開発する分でございますので、炉を使って試験をするというのがメインの仕事になりますので、今加藤さんがおっしゃった通り、</p>
1:00:10	<p>特殊運転だったり特殊試験というものが主だった試験になります。運転になります。ですので特通常運転といったいわゆる定期検査を受検するための運転等ですね。</p>
1:00:23	<p>そういうようなものはもう明らかに普通にそれだけしかやらない運転といたことになります。</p>
1:00:28	<p>それ以外に通常運転と言ってるものにつきましては単に通常のスペックで長時間運転しますというのが 30 日間と 52 時間とかの連続運転をやりましたけれども、</p>

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:39	そちらについては単なる通常てるといったところになるかと思いません。以上です。
1:00:46	ありがとうございました特殊試験特殊挙げた今までの実績で見ると通常運転というよりも、特殊資金特殊運転っていうものを主立ってやっていて、特殊試験っていうのをこれまで2回ほどやったということで理解しました。
1:01:04	それとしても、
1:01:12	今日いろいろ通常運転範囲っていうものをちょっと聞かせていただいて、私の中での整理なんですけれど今からちょっと私の整理を述べさせていただきますので、間違っていたら、ちょっとそこを教えてください。
1:01:29	今回通常運転がいいっていうものは、講演知見に示している警報なら金範囲になっていて、まず、具体的にはこの規定の第6編の別表第9に別表第9に書かれている、警報設定器、
1:01:45	それをやらない範囲でやるものであると。
1:01:50	それと、先ほどのP11ページ目のですね、添10の過渡変化とのを関係何できてると。
1:01:59	ここに、まず解析の初期条件として、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:05	基準の炉心のところだと右田金 950 度とか 895 度が開かれている。この温度については、警報値に、ある一定のプラスアルファを示した赤いであって、
1:02:20	そういう値になっているので、通常運転範囲っていうものは、
1:02:26	これらのカトウかどうかの解析をオーバーしているっていう理解でよろしいですかね。
1:02:36	T T R イノイでございます。ここに書いてあります 950 とか 395 といった温度は低角 G でございます、
1:02:44	解析に使用する初期定常運転状態とそこに定常誤差というのがついてると思うんですけどそのポスターを考慮して初期条件としてございます。
1:02:55	通常運転状態というのは、あくまでこの
1:02:59	いわゆる 910 だったら 950 と。
1:03:02	低角誤差は 17 度ありますんで 100967 度までいけることになるんですけども、
1:03:12	スクラム設定ちいが確か 967 度ちょうどでございますので、プラス自由だなど、U p p e r のところでスクラムが入るといったものになります。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:26	もちろん、その前にですね、警報がいろいろなるといったところになります。従って、いわゆる警報はならないように運転をしている部分については、
1:03:38	全部が全部かどうかはちょっと確認が終わってませんけれども、安全評価に影響がないといったところになっております。これも保安規定に書かれてる警報項目ですので、安全評価に使われてる項目について洗い出して書かれているといったところになってますんで、
1:03:54	問題ないかと思っております。以上です。町長、佐藤です。わかりました。まず一次冷却材の出口温度でいうと、
1:04:05	950±17-967があったんでそこがまたスクラム設定値であると。
1:04:10	それで、それよりも下に警報値を設定しているっていうことで理解したんですけどその理解で間違いはないんですか。
1:04:21	平気TTRイノイでございます。
1:04:24	概ねそのようにできているんですけど今、原子炉出口温度高の警報が、
1:04:33	保安経常ワー
1:04:39	ありますね、957度で出ますので、概ね10度下のところで警報塗るといったような立て付けになっているというものでございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:56	はい。私からは以上です。
1:04:59	いいですか。
1:05:00	規制庁の随契すみません話が戻っちゃうんですけど、私もちょっと李
1:05:05	議会の整理をしたのでちょっとお聞きしたんですが先ほどカトウの通り、通常では1点は保安規定の警報を流さないで、定義については調整 運転やってることがあることがわかってるのって発言があったんですが、
1:05:20	ちょっと三好さんの方から話がありましたけども、要はその運転手順っていうものが決まってて、それに基づいて運転し、するものであるっていうような考えでいいんですかね。
1:05:38	HDRイノイでございます。通常はIT部契約になってますんでその通りにずっとやっていくといったものということで、
1:05:45	試験をそれぞれいっぱいあるんですけどその試験のたびに、別の手順書を作っていくので、試験を特殊資金と言ったり、
1:05:53	ハード対応されたものは特殊運転としたりといったものになります。それで、今回すると、実施する特殊試験っていうのは設置許可に記載の通常運転の範囲で、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:06	実施するっていうふうにあるんですけども、要は先ほど言ったように通常手の範囲の警報を鳴らさない範囲での計画で、特殊
1:06:18	やるものが特殊運転で今回はその範囲の特殊運転なので何だ、
1:06:27	許可上の安全解析のは追加不要と前の資料だ、安全監視だったんですけども、そういった
1:06:38	安全解析が不要っていう理解でいいんですかね。それちょっとないわけですよ。
1:06:46	H T R イノイでございます。元木さんのご説明の通りでございます。
1:06:52	いわゆる安全解析に使ってる初期条件よりももっともっと手前にファクターされている警報作動条件があるので、その内側で試験を計画してやる分には通常運転の範囲と。
1:07:05	いう整理になります。以上です。
1:07:08	平松委員ありがとうございます。
1:07:19	あとせ、すいませんできればお願いなんですけど、通常案件の範囲内のその保安規定の傾向が最初ろ第 6 ですかね、その資料ちょっと参考でいただきたい。いただけたりしますかね。
1:07:35	H D R イノイでございます。6-24 ページとかでございますので、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:41	規制庁さんにもあると思いますけどもまた改めて電子媒体で送りたいと思います。よろしくお願いします。はい。
1:07:52	規制庁の三吉です。先ほどのですね、
1:07:57	今ちょっと確認があった、
1:08:01	11 ページ。
1:08:02	の、表なんですけども、
1:08:06	これは一次系の温度としてこういうふうにしてるということが
1:08:12	けど、
1:08:12	実際その評価するときは、
1:08:15	当然ある程度一次系はこういう状態に落ち着いて、当然時系とか、その外の空気冷却とか、
1:08:24	全体としてシステムとしては一定状態にしてるんだと思いますけども、
1:08:30	そういう、
1:08:32	そういうところで、
1:08:34	先ほど来の今の解析が、
1:08:37	いや今申請書に載ってる解析が、今回の特殊試験の解析をカバーしてるかどうかその関係性を、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:45	議論する時にですね。
1:08:49	説明書を作っていた。
1:08:52	国ですけども、
1:08:53	要するに今度の時特殊試験というのは、今例として挙がってるのは、
1:09:00	位置付けじゃなくて二次系の方の、
1:09:03	に外乱を与えるのが多いわけ。
1:09:05	ですけど、そういったことを、
1:09:08	について、事前解析をして、
1:09:13	特にスクラム
1:09:15	条件等を変えなくて、特殊試験を中でやれるというそういう解析をする という、
1:09:22	お話でしたけど、
1:09:24	その解析とその解析方法と、
1:09:28	コンコン今回とか今の既存を、
1:09:32	解析。
1:09:34	異常事象の解析をしてるものとは、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:39	同じなんですかそれとも違うんですか。ちょっとそこを確認したいんです。
1:09:46	つまりちょっとこの11ページの③、③の条件だけでは、何ともちょっとこう情報不足で、
1:09:53	要するにこのときに、
1:09:55	計算の中に入る、他の
1:10:00	二次系の
1:10:03	ものとか、そういったものが当然入って、詳細な解析をするのであれば、入ってくるはずなんですけど、その辺の違う。
1:10:14	どうなのかっていうことに今、私、私たちは、
1:10:18	そこが今度だと思う。
1:10:22	ちょっとそういう意味で、
1:10:25	この初期条件で、誤差誤差を考慮して、アラームがそれよりも低いってのはそれは
1:10:32	そうだと思うんですけど。
1:10:34	どちらかという、今ここに書いてない二次系の、
1:10:38	条件とか、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:39	今、その通常運転と特殊試験、
1:10:43	去年変わる。
1:10:44	部分がどう、どういうところにあるのかっていう素行が、
1:10:51	見えて、
1:10:53	言う必要があるんじゃないかと思う。
1:10:56	ですから先ほどのはい。
1:11:00	ちょっと今の解析の関係性を説明する中で、その辺の部分についての、
1:11:06	ご質問をいただきたいと思う。
1:11:15	はい、一井樽井の伊井でございます。
1:11:18	教科書を書いてある項目があまり少ないので、今のようなコメントが ただけると思います。
1:11:25	例えば加圧水今回勝 4 で沖葛西方向にして温度上がっていきって言っ ますけれども、
1:11:32	先ほど望月さんからバックにありますけども、本規定の別表第 9、この 警報を鳴らしたら駄目ですよっていう中に、
1:11:41	加圧水の温度っていうのも高警報がありまして 158.4 度以上というの ございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:47	この条件と、安全解析ですね添付処理自由に使っているも能の関係をお示しすれば、
1:11:55	岡野同じようになっただけですけども、よろしいかなあというふうには思っております。
1:12:01	解析コードですね、教科書上に使ってるものと、今回使うものでございますけれども、
1:12:08	この点については大洗の方で回答いただけますでしょうか。
1:12:25	H T T Rの岩木です。
1:12:30	解析方法につきましては、同じものもありますし、例えばそのコードのコードの高度化みたいなのもあるので別のコードを使ったりとかっていうこともあります。
1:12:42	以上です。
1:12:46	規制庁の家田ですけど高度化っていうのは一つの目的になってると思うんでそれはそれでいいんですけども、
1:12:53	今申請書に対して、どう、どういうふうな形も変更が必要なのか、必要でないのか、議論する時に、結局、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:03	先ほど稲井さんに解析評価が、既存のものとの関係がどうなってるのか ということになるので、
1:13:10	まずは、
1:13:11	現在の使う。
1:13:14	既存を変えて使った解析コードで、
1:13:18	どういう値がどういう違いがあるのか何かいえるのかと、いうことは説明をしてもらいたいと思います。ここに書いてある、初期条件というのは、
1:13:28	申請書の
1:13:31	中に書かれてる数値、
1:13:34	なのかもしれませんが、実際今議論してんのは、
1:13:37	そういう
1:13:39	一次系以外のところの試験に対してどういう影響があるんじゃないかということなので、
1:13:45	その辺についても、
1:13:47	影響というか、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:49	計算条件として違うのか、違うのか、もうのっけから計算条件は同じ、同じなのだろうか。そういったところの、
1:13:58	どうも回答の中に含めてもらいたい。
1:14:02	十分、
1:14:07	H T T Rの良い書きです。
1:14:10	安全解析、添 10 の安全解析につきましては基本 100%出力からの解析なんですけれども、
1:14:20	今回行う特殊件につきましてはまず、
1:14:27	運転状態、30%ずつですとかその日全部が全部 100%取得でやってるものはないということです。
1:14:42	ちょっとその辺、当然一つ、実際についての解析条件を今この場でコメントするわけにいかないんですけど、
1:14:50	少なくともそういう、
1:14:52	申請書での解析条件というのは、運転範囲をカバーしてるっていう。
1:14:59	ということが全然なってますからね。
1:15:02	いわゆる、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:04	特徴試験を通常運転の範囲の中で行うとしたときの初期条件が、もしですよ。
1:15:12	今の議論の
1:15:14	申請書の解析条件の中の条件が違って、包絡されてないっていうようなことになると思います。
1:15:26	私は、基本的には既存の増減というのは、
1:15:32	少なくともその次、審査の段階で行う運転状態を、
1:15:39	幅てると。
1:15:40	その代表的なものができる。
1:15:44	代表選手として出ると、そういう理解ですから、その辺はちょっと念頭に置いて、
1:15:50	会合いただきたいと思います。
1:15:53	ずっと行って、
1:15:57	HTTR、イノイでございます。三好さんのコメントについては対応させていただきたいと思います。基本的には先ほど申し上げましたけれども許可上本日の資料に書いてある部分については位置付けのところって書いてないので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:10	それではわかりませんということだと思います。
1:16:13	先ほど説明させていただきましたけども保安規定の、この警報を鳴らさない範囲で運転しますって言っている条件が、
1:16:22	今現在添付書類事由で計算している解析条件の良い時ですね。
1:16:27	を下回っていると、もちろん範囲内ですよってという説明をさせていた だこうと思っておりますけどその説明でよろしいでしょうか。
1:16:40	要するにその計算、計算の条件として、
1:16:45	そういう参って、
1:16:47	きついんじゃない。
1:16:48	途中試験で行うプロセス量に対して、
1:16:52	安全側の評価になってる。そういうしそういうところが見える。
1:16:58	ではいいと。
1:17:02	H T R イノイでございます。承知いたしました。資料の方はちょっと準備時間かかるかわかりませんが、説明したいと思います。
1:17:20	よろしいですか。
1:17:21	よろしいですか。
1:17:27	はい。はい。ちょっと施設のミヨシです。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:32	この特殊試験というのは、新規基準の時にはもちろんこういう議論してませんが、
1:17:38	そういう、
1:17:40	当初の申請の時には、特にこういう試験については、まだ具体性もないし、
1:17:47	ということも多分状況としてあったんだと思いますけど、この辺で、
1:17:51	当社の中で、何かこう、もう、
1:17:54	議題に上がったことっていうのがあるんですか。それとも、うん。特にそういうことはなかった。ちょっとそこだけ、もしわからない。教えて。
1:18:06	H T R イノイでございます。新規船級対応の時の説明としては、
1:18:13	主権というものはあくまで中旬運転の範囲ですので、議論の俎上に上がったことはございません。
1:18:20	こちらは文科省時代から始まりますけれども、
1:18:24	もちろん通常運転範囲と言ってますので、
1:18:27	許可書上に本来であればその許可の、いわゆる審査すべき基準のところに項目がございません。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:36	でも、試験研究炉でございますので、いろんな試験をするのは当たり前のようにになると。
1:18:42	いったところで、運用として保安規定だけに記載されたんだろうというふうに思っております。
1:18:50	新井の方で何か補足があれば、お願いいたします。
1:19:00	あ、H T T Rの井垣です。
1:19:03	今イノイが話した内容がそのままかと思います。以上です。
1:19:13	ちょっと最終的には最後確認したいのはこの2ページの表では、特殊試験として位置付けられるのが、
1:19:21	位置付けているのは2010年の温度係数測定試験だと、そこでは、数字的な運転手引きから違うものを、
1:19:29	作ったということで、
1:19:30	説明されたんですけども、要するに
1:19:33	試験をやるときに、そういう
1:19:38	本店、
1:19:39	テレビも含めた保安っていう
1:19:42	置いて、そういう独自試験についての、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:45	記載なり、あれを変えたと、そういう理解でよろしいんですか
1:19:53	デジタルイノイでございます。概ねその時期だったと思いますけど大原の方で回答をお願いいたします。
1:20:05	H D Rの井垣です。多分そうだと思うんですけど、ちょっとここについても確認させていただければと思います。
1:20:14	以上です。
1:20:17	はい。お願いします。
1:20:22	よろしいですか。江藤規制庁からは以上になりますが、J Aさんの方から何かご質問ありますか。
1:20:33	H T Rイノイでございます。特にございません。
1:20:39	あれからも特にございません。
1:20:43	はい。
1:20:44	それでは
1:20:47	今回の行政相談の件数で加えて終了したいと思います。
1:20:52	どうもありがとうございました。
1:20:56	ありがとうございました。
1:20:57	ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。